

# 令和7年度 山口市デコ活周知啓発事業 業務委託仕様書

## 1 業務名

令和7年度 山口市デコ活周知啓発事業

## 2 業務の目的

本市では、2050年ゼロカーボンシティの実現に向け、一人ひとりの行動変容、ライフスタイルの変革を強力に後押しするため、「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動（通称デコ活）」を軸に、山口市独自のデコ活キャラクター「選ぶー」等を活用し、様々な周知啓発事業を実施している。

本業務は、「選ぶー」等のデザインを活用しながら、学生や地域、事業者等様々な主体と連携することなども含めた啓発事業を展開することで、脱炭素社会の実現に向け、あらゆる世代の市民のデコ活の認知度向上や取組の実践促進を図ることを目的とする。

### 【参考】

※これまでの山口市デコ活周知啓発の取組

・WEB サイト

<https://kankyo-portal.jp/deco/>

[https://kankyo-portal.jp/deco/nurie\\_2024/](https://kankyo-portal.jp/deco/nurie_2024/)（ぬりえコンテスト）

[https://kankyo-portal.jp/deco/senryu\\_2024/](https://kankyo-portal.jp/deco/senryu_2024/)（川柳コンテスト）

・Facebook

<https://www.facebook.com/yamaguchi.city.kankyoseisaku/>

・Instagram

[https://www.instagram.com/yamaguchi\\_city\\_kankyo/](https://www.instagram.com/yamaguchi_city_kankyo/)

※脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動（デコ活）

環境省ウェブサイト

<https://ondankataisaku.env.go.jp/decokatsu/>

## 3 業務期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

#### 4 業務内容

##### ①選ぶーを活用した周知啓発

内容： あらゆる世代の市民を対象に、本市独自のデコ活キャラクター「選ぶー」を活用し、デコ活の認知度向上、取組の重要性の理解とともに、身近にかつ気軽に取り組むことが可能でCO2排出量の削減や家計、時間的メリット等を実感できることにより、取組の実践促進が見込める、効果的な啓発事業及び広報展開の独自の企画提案。

例：・デコ活の取組を知り、体験や実践できる講座等の開催（例：山口市地球温暖化対策地域協議会開催「エコクッキング教室」「未来を変える買い物講座・サステナブルラベルを集めて応募しよう」）

- ・人気講師による親子向けデコ活の取組実践につながるワークショップ、講演会
- ・環境に配慮した行動にインセンティブを与える事業展開（選ぶーグッズの活用）
- ・人気イベントに参画した啓発（各種イベント出展）
- ・脱炭素や豊かな暮らしにつながるサービス・商品を扱う企業と連携した啓発企画
- ・メディア（SNS）を活用した広報展開

##### ②幼児を対象とした「選ぶー」ぬりえコンテストの実施【継続】

内容： 家庭や保育施設等における次世代を担う子どもたちに向けた環境学習の機会の創出とともに、保護者も含めたデコ活の周知啓発と取組の実践促進を目的として、令和3年度から実施している幼児を対象とした「ぬりえコンテスト」を本市独自のデコ活キャラクター「選ぶー」を活用して継続実施する。

より多くの子どもたちや保護者に参加していただき、デコ活の認知度向上・取組実践につながるよう、募集期間を7月中旬～8月末とし、配布先、内容、デザイン、広報、表彰状・賞品等を工夫して展開すること。（イベント等における表彰式は実施しない。）

#### 【参考】昨年度実績

対象	3～6歳（年少・年中・年長に相当する子）
実施期間	受付期間：令和6年8月5日（月）～9月25日（水）
主な制作物	・応募用紙A3 2つ折り両面（5,450部） ・募集広報ポスターA3（120部） ・デコ活周知啓発チラシ（5,450部） ・優秀作品発表リーフレットA3 2つ折り（5,400部） ・表彰状・賞品（最優秀賞1名、優秀賞20名、佳作50名分）
応募用紙 配布場所	市内の保育園、幼稚園、認定こども園、各総合支所及び地域交流センター、市内コープここと等
応募総数	740点
優秀作品発表	・山口市デコ活ポータルサイト内特設ページにて発表 ・山口市公共交通ふれあいフェスタ内で表彰式を実施（令和6年10月27日） ・優秀賞作品発表リーフレットの配布 ・市内コープこことでの展示

## 5 留意事項

- (1) 業務の実施にあたって不備や疑義が生じた場合、発注者と十分協議のうえ、遺漏のないよう業務を実施すること。
- (2) 業務において作成した印刷物及び提出された原稿・データ等に関する権利は発注者に帰属する。
- (3) 本市独自のキャラクター「選ぶー」の改変を必要とする場合には、その費用も含めることとする。(印刷物の改変やWEB改修に係る経費も含む。)
- (4) 本業務の委託料は、業務完了後、受諾事業者からの請求により支払うものとする。
- (5) 個人情報については、山口市個人情報保護条例に基づき適正な取り扱いを行うこと。